明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告　示〕

○国際連合安全保障理事会決議第千九百二十九号（イランの核問題に関する決議）に関する件（**外務**三五六）　一
○技術士法第三十一条の二第二項及び第三十二条第二項の規定に基づき、大学その他の教育機関における課程であって科学技術に関するもののうちその修了が第一次試験の合格と同等であるもの及び当該課程に対応する技術部門を指定する件の全部を改正する件（**文部科学**一二〇）　七
○肥料を登録した件
（**農林水産**一一七五）　九
○肥料の登録の有効期間を更新した件
（**同**一一七六）　一〇
○肥料の名称又は輸入業者の住所の変更に係る届出があった件
（**同**一一七七）　一四
○肥料の登録を失効した件
（**同**一一七八）　一五
○肥料の仮登録の有効期間を更新した件（**同**一一七九）
○宮古空港の飛行場灯火について告示した事項に変更があった件
（**国土交通**七九五）

〔資　料〕

国庫歳入歳出状況（平成二十一年度平成二十二年五月分）、（平成二十二年度平成二十二年五月分）（財務省）

〔公　告〕

諸事項

裁判所
破産、免責、再生関係
特殊法人等
公立学校共済組合役員の退職及び就職・決算、独立行政法人産業技術総合研究所特定計量器型式承認、独立行政法人都市再生機構関係
地方公共団体
行旅死亡人、公示送達関係
会社その他
会社決算公告

告示

○外務省告示第三百五十六号

平成二十二年六月九日（ニューヨーク時間）、国際連合安全保障理事会において、イランの核問題に関し、同国が累次の同理事会決議等を遵守していないことを確認するとともに、武器禁輸の強化、入国・通過の防止対象となる個人の追加、資産凍結措置の対象となる個人及び団体の追加、輸出入禁止品目の疑いがある貨物の検査の強化、同国の団体との取引における監視の義務、制裁委員会の強化等を決定する次の決議が採択された。

平成二十二年七月二十九日

外務大臣　岡田　克也

二千十年六月九日に安全保障理事会がその第六千三百三十五回会合において採択した決議第千九百二十九号（二千十年）

安全保障理事会は、

議長声明（S／PRST／二〇〇六／一五）、決議第千六百九十六号（二千六年）、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）、決議第千八百三号（二千八年）、決議第千八百三十五号（二千八年）及び決議第千八百八十七号（二千九年）を想起するとともに、それらの規定を再確認し、

核兵器の不拡散に関する条約に対する安全保障理事会の約束及びこの条約のすべての締約国がそのすべての義務を完全に遵守する必要性を再確認するとともに、この条約の第一条及び第二条に従って平和的目的のための原子力の研究、生産及び利用を無差別に発展させることについての締約国の権利を想起し、

イランの核問題の解決は世界的な不拡散の努力及び大量破壊兵器（その運搬手段を含む。）のない中東という目的を実現することに資すると述べる国際原子力機関（以下「IAEA」という。）理事会決議（GOV／二〇〇六／一四）を想起し、

二千六年二月二十七日（GOV／二〇〇六／一五）、二千六年六月八日（GOV／二〇〇六／三八）、二〇〇六年八月三十一日（GOV／二〇〇六／五三）、二千六年十一月十四日（GOV／二〇〇六／六四）、二千七年二月二十二日（GOV／二〇〇七／八）、二千七年五月二十三日（GOV／二〇〇七／二二）、二千七年八月三十日（GOV／二〇〇七／四八）、二千七年十一月十五日（GOV／二〇〇七／五八）、二千八年二月二十二日（GOV／二〇〇八／四）、二千八年五月二十六日（GOV／二〇〇八／一五）、二千八年九月十五日（GOV／二〇〇八／三八）、二千八年十一月十九日（GOV／二〇〇八／六四）、二千九年二月十九日（GOV／二〇〇九／八）、二千九年六月五日（GOV／二〇〇九／三五）、二千九年八月二十八日（GOV／二〇〇九／五五）、二千九年十一月十六日（GOV／二〇〇九／七四）、二千十年二月十八日（GOV／二〇一〇／一〇）及び二千十年五月三十一日（GOV／二〇一〇／二八）のIAEA事務局長報告により確認されたとおり、イランは、決議第千六百九十六号（二千六年）、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）及び決議第千八百三号（二千八年）に規定されているすべての濃縮関連活動及び再処理活動並びに重水関連計画の完全かつ持続的な停止を確立しておらず、追加議定書の下でのIAEAとの協力を再開しておらず、イランの核計画の軍事的側面の可能性を排除するために明らかにされる必要のある残された懸念事項に関連してIAEAと協力しておらず、また、IAEA理事会により要求されているその他の措置をとっておらず、信頼を醸成するために不可欠である安全保障理事会決議第千六百九十六号（二千六年）、決議第千七百三十七号（二千六年）、決議第千七百四十七号（二千七年）及び決議第千八百三号（二千八年）の規定を遵守していないことに深刻な懸念をもって留意し、イランがこれらの措置をとることを拒否していることを遺憾とし、